

地上系防災行政無線設備更新工事に係る  
一般競争入札公告

山梨県防災局防災危機管理課が発注する地上系防災行政無線設備更新工事は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年4月22日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 名称及び数量

地上系防災行政無線設備更新工事 一式

(2) 工事場所

山梨県甲府市丸の内地内 他

(3) 工期

令和2年6月定例議会議決日の翌日から令和3年3月16日

(4) 仕様等

仕様書で定めるとおり

(5) 総合評価落札方式

適用（簡易型）

(6) 共同企業体

- ・適用（3者）
- ・構成員出資比率20%以上（代表構成員は構成員中最大）

(7) 予定価格

¥1,571,903,300円（消費税込み）

(8) 低入札価格調査

適用

(9) 入札方法

紙入札による

2. 一般競争入札の参加資格

次に掲げる条件を満たす任意の3者を構成員とする、自主結成の特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 全ての構成員は、山梨県における公共事業の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 次に掲げる資格を有する3者による共同企業体であること。

ア 代表構成員

- ① 本店所在地は指定しない。
- ② 代表構成員は、国又は地方公共団体の発注する多重無線設備の新設又は更新工事を受注し、受注者自らが製造且つ施工を一貫して行った元請実績を有する者であること。  
ただし、元請けとして請負い平成17年4月1日以降に引渡の工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものとし、奇異業態の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ③ 代表構成員の配置予定技術者の資格は、電気通信工事の管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有し、第1級陸上特殊無線技術士の資格を有する者とする。
- ④ 電気通信工事に係る経営事項審査の総合評定値が860点以上であること。
- ⑤ 出資比率は構成員中最大であること。
- ⑥ 代表構成員は、ISO9001を取得していること。

イ 構成員(2者)

- ① 本店所在地が山梨県内であること。
  - ② 施工実績は求めない。
  - ③ 配置予定技術者の実績は求めない。
  - ④ 電気通信工事に係る経営事項審査の総合評定値が670点以上であること。
  - ⑤ 出資比率は20%以上とする。
  - ⑥ ISO9001の取得は求めない。
- (3) 全ての構成員は、契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者であって、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できるものであること。
- (4) 全ての構成員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 全ての構成員の役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (6) 全ての構成員は、建設業法に基づく適正な技術者1名を構成員毎に配置できる者であること。
- (7) (6)の技術者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- ア 入札に参加を希望する者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)があること。
- イ 死亡、傷病又は退職等県が認める場合を除き、工期途中で交代しないこと。

ウ 低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格で落札した工事がある場合は、当該工事に配置している専任技術者及び追加技術者（落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結する場合に増員して配置する技術者をいう。以下同じ。）と兼務しないこと。

(8) 入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者に係る資料の提出を求めた場合は、当該資料を提出できる者であること。この場合においては、複数の技術者を配置予定技術者とする事及び入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事に係る技術者と重複する技術者を配置予定技術者とすることができる。

(9) この公告による工事を、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した場合、配置する専任技術者および追加技術者を他の工事の技術者と兼務させず、かつ、現場代理人を他の工事における現場代理人と兼務させないこと。

(10) ISO 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。

なお、認証については、(公財)日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。

(11) 全ての構成員は、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 全ての構成員は、公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(13) 全ての構成員は、公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(14) 全ての構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

(15) 全ての構成員は、公告の日から契約を締結する日までの期間に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(16) 全ての構成員は、公告の日の1月前の日から契約を締結する日までの期間に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1から4までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加することができる。

(17) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の

入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は100点とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

イ 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計が最高の者に「加算点の満点」を与え、他の者はそれぞれの「評価点の合計」に応じ按分して求められる点を「加算点」として与える。「加算点の満点」は、「個別事項」による。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計} / \text{評価点の合計の最高値}) \times \text{加算点の満点}$$

ウ 技術評価様式5-1又は技術評価様式5-1及び5-2で施工計画の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。

## (2) 落札者の決定方法

次の①、②及び③の要件のすべてを満たす者のうち、「(1)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、「基準評価値」（標準点/予定価格×100,000,000）を下回らないこと。

③ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

③-1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の80%を下回らないこと。

③-2 次の4項目を全て満たすこと。

1、入札価格と入札に際し提出される工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の工事価格が同額であること。

2、工事費内訳書の各経費の合計額が、工事費内訳書の工事価格と同額であること。

3、工事費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引等の表示がないこと。

4、調査基準価格の95%を下回らないこと。

## (3) 入札を辞退した者の取扱い

ア 入札を辞退した者の評価は行わない。

イ 入札を辞退した者は、辞退理由書を提出するものとし、速やかに個別事項に記載の問い合わせ先にファクシミリにより送付すること。

## (4) 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格が、調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以下

「調査」という。)を実施する。この場合、入札参加者全員に「保留通知書」を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。

保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して県の休日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日をいう。以下同じ。）を除き3日以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は、失格とする。

(5) 総合評価の履行担保項目の取扱い

ア 施工計画または技術提案の履行担保

落札者の提示した施工計画または技術提案は、契約時の設計図書とみなす。

施工計画または技術提案が受注者の責により履行されていないと判断される場合は、工事成績評定を減ずることとし、施工計画毎または技術提案毎に3点を減ずる。

イ 若手技術者の育成の履行担保

土木一式工事において、落札者が申請した若手技術者の担当技術者としての専任配置が履行できない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

なお、複数人専任配置した場合に、そのうち1名でも専任配置できなくなった場合も工事成績評定の減点の対象とする。

(6) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し次に掲げる事項を義務付けるものとする。

ア 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。

イ 次のとおり、技術者の配置を行うこととし、技術者の配置ができないときは、失格とする。

請負金額に拘わらず、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす技術者を新たに2名増員し、主任技術者または監理技術者と併せ3名専任で配置すること。ただし、いずれの技術者も現場代理人との兼務を認める。

なお、平成31年3月18日付け技管第1547号県土整備部長通知「現場代理人及び主任技術者等の専任に係る取扱いについて」による現場代理人及び主任技術者等の複数工事の兼務は、適用できない。

また、工場製作を含む工事の工場製作期間については、専任及び増員配置は要しないものとする。

ウ 各発注機関で定める出来形管理基準の測定頻度、品質管理基準の試験頻度、写真管理基準の撮影頻度を2倍とする。ただし、頻度が全数となっている工種は除く。なお、頻度の定めのない工種については、別途監督員が指示する。

エ 契約保証金を請負代金額の10分の3以上とし、山梨県建設工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。

第4条第4項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

オ 前金払を請負代金額の10分の2以内とし、山梨県建設工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

第34条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に読み替える。

第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

第34条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付方法、交付場所及び問い合わせ先

この公告の日から令和2年5月7日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで次の場所において交付する。

郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県防災局防災危機管理課 情報通信担当 電話055-223-1433

##### (2) 入札説明書について

入札説明書については次のとおり。

- ① 入札心得
- ② 契約書案
- ③ 工事仕様書
- ④ 数量表
- ⑤ 設計図面

##### (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、この公告の翌日から令和2年5月7日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、4の（1）の場所に持参又は郵送（書留郵便：5月7日までに必着）し、この入札に参加する資格のあることの確認を受けること。

##### ア 提出書類

- ① 共同企業体入札参加資格申請書
- ② 共同企業体協定書
- ③ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（構成員全員）
- ④ 同種工事の施工実績が確認できる契約書等の写し（コリンズ登録書可）
- ⑤ 主任技術者に兼務承認申請書（主任技術者を兼務する場合に限る）
- ⑥ 総合評価落札方式に係る技術資料（上記①から⑤と重複する場合は提出不要）

(4) 入札及び改札の日時及び場所

実施日 令和2年5月14日(木) 午前11時～  
場 所 甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県庁 防災新館 412会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

5. 入札参加資格の確認結果通知等

- (1) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は、5月11日(月)に通知する。
- (2) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。
- (3) (1)による入札参加資格の確認を受けた者のみが入札に参加することができる。
- (4) 技術評価点については、5月15日(金)に通知する。

6. 苦情申し立て

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合
  - ア 申し立て方法  
5月12日(火)までに山梨県ホームページ(事業者向け情報)(以下「同ページ」という)により質問すること。
  - イ 回答方法  
原則として5月13日(水)までに、同ページにより回答する。
- (2) 技術評価の結果に疑義がある場合
  - ア 申し立て方法  
5月19日(火)までに同ページにより質問すること。

イ 回答方法

原則として5月20日（水）までに、平成31・32年度入札参加資格申請で登録したメールアドレスに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、道メールアドレスまで通知する。

(3) 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

5月25日（月）までに同ページにより質問すること。

イ 回答方法

原則として6月2日（火）までに、同ページにより回答する。

(4) (1) から (3) までの場合に係る回答の説明になお不服のある者は、同ページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から県の休日を除く7日以内に書面（知事が定める書式）により、知事に対して苦情の申し立てを行うことができる。この場合において、申し立てを行う者は、当該申し立てを行うことができる期間の日の午前9時から午後5時までに、書面を下記に持参すること。

山梨県 防災局 防災危機管理課 情報通信担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 電話055-223-1433

(5) (4) の再苦情の申し立てがあった場合は、県の休日を除き14日以内にその結果を申し立て者に回答する。

7. 入札手続き等

(1) 低入札価格調査制度

適用する

(2) 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する者が行った対象工事への入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格の無い者

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者

ウ 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者

エ 入札に関する条件に違反した者

オ 入札参加資格の確認を受けたが、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者



(5) 入札執行回数

原則1回とする。ただし、落札者がいない場合は再度の入札を行うものとする。

(6) 指名停止による構成員の変更

入札参加資格確認申請提出後、代表構成員以外の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた共同企業体は、被指名停止会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに特定建設工事共同企業体を結成し競争参加資格の確認申請を行うことができる。

ア 申請期限

参加申請書提出の翌日から5月12日（火）の正午までとする。

イ 提出先

防災危機管理課情報通信担当（持参に限る）

ウ 提出書類

入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及びその他必要な書類

(7) 工事内訳書の提出

入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(8) 契約の確定

この公告に係る契約は、山梨県議会の議決〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月31日 山梨県条例第13号）〕を得られたとき本契約として認められるものとし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、落札者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が仮契約期間中に当該工事の入札公告に掲げる競争参加資格の要件（一般競争入札事務処理要領第5条（8）に規定する資格を除く。）を満たさなくなったとき、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止措置であって、その指名停止期間が2週間以下のものを除く。）を受けたとき又は建設業法に基づく営業停止処分を受けたときは、この契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。また、請負者は、別添の特定建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

(9) 入札保証金

免除する

(10) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、「3.総合評価に関する事項」

(6) エのとおりとする。

(11) 前払金

適用する。金額は、契約金額の4割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の4割以内)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、「3. 総合評価に関する事項」(6)オのとおりとする。

8. その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守し入札すること。
- (2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。
- (3) 対象工事の企業体の名称は、「A社・B社・C社地上系防災行政無線設備更新工事共同企業体」とする。
- (4) 「2. 一般競争入札の参加資格」(11)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
  - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- (5) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。
- (6) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (7) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- (8) 県発注工事における一次下請業者は、社会保険等加入業者に限定する。詳細は、次の山梨県県土整備部技術管理課ホームページより確認すること。

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/shakaihokentaisaku.html>
- (9) 一般競争入札(総合評価落札方式) 公告個別事項の工事概要の5において完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領を適用する旨が定められているときは、当該5で定める種別にしたが、完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領に定めるところにより休日の確保その他の取組みを行わなければならない。
- (10) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。